

○金融庁告示第六十七号

ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエーより  
保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の  
規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号  
に掲げる外国保険業者の商号の変更）があつたの  
で、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとお  
り告示する。

平成二十六年十二月五日

金融庁長官 細溝 清史

外国保険業者の商号 ユーラーヘルメス・エス

エー

（旧商号 ユーラーヘルメ

ス・ヨーロッパ・エス

エー）